

自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）

2025 年 1 月 1 日現在

1. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率に（継続後の預金の利率については定期預金共通規定第7条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

また、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組み入れのいずれかの方法により満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率も、継続後の預金の「継続日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、2回目以降の中間払利息は、前回までの支払済中間払利息合計額を調整した金額を各中間利払日に支払います。

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは次のとおり取り扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (4) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) この預金を定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をした時は最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数に応じた次の利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率 × 70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率 × 70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率 × 70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率 × 70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率 × 70% |

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率（預入期間が6か月未満の場合は解約日における普通預金利率）」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

（6）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. （通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. （規定の変更）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上